

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設 整備・運営事業

落札者決定基準（案）

(注) この落札者決定基準(案) は入札参加希望者が正確かつ平等に内容を検討できるように、幅広く意見を求める目的で(案)の段階で公表するものです。なお、本公表資料は議会における豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業にかかる予算の成立を条件としており、予算成立後に予定している入札公告の際に改めて公表します。

平成22年2月

愛知県企業庁

1. 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、愛知県企業庁（以下「県企業庁」という。）が「豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、「愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、最も優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものです。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとしします。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとしします。

2. 事業者選定の概要

（1）事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札としします。

本事業は、6浄水場の設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者に委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、安定かつ効率的な脱水処理業務の遂行と、発生する脱水ケーキの適正な再生利用の促進を期待するものです。事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価しします。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用されます。

（2）審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施しします。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行います。（図1参照）

（3）審査体制

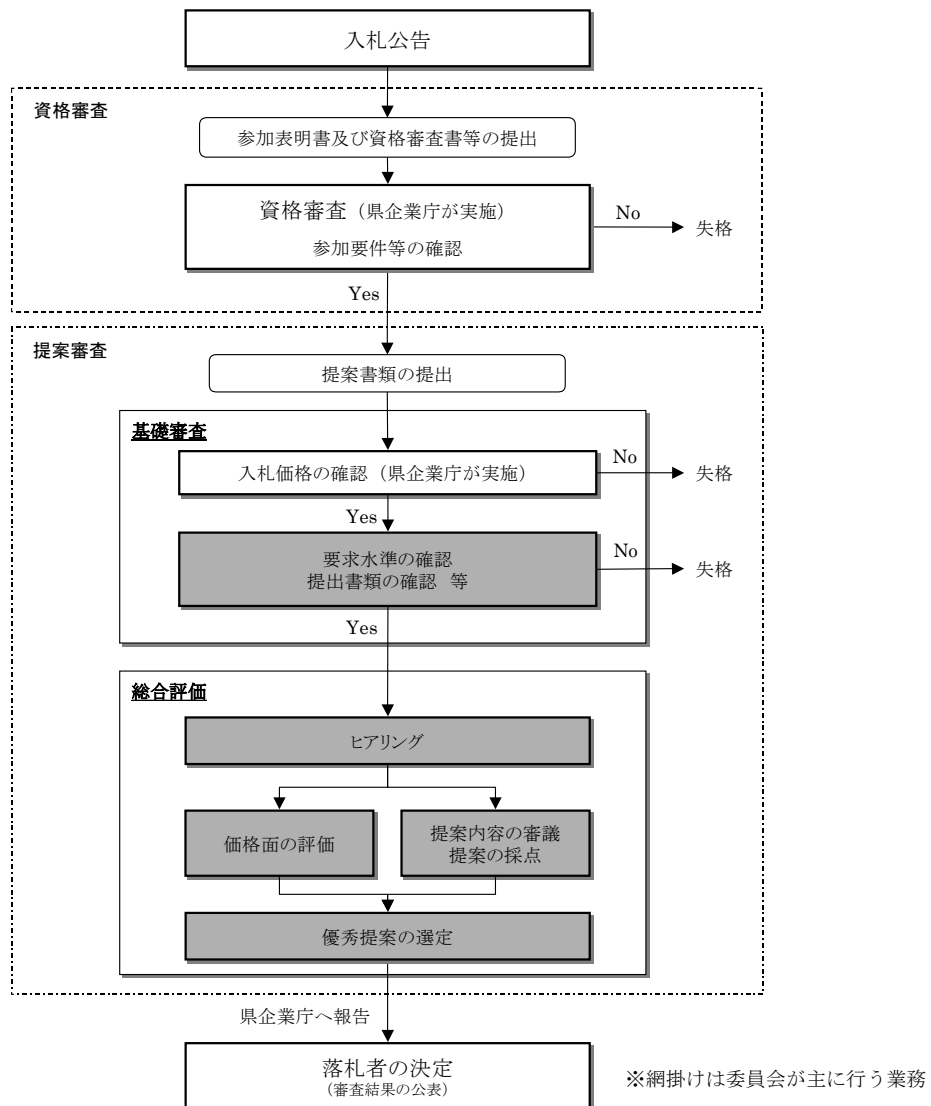
委員会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行います。なお、県企業庁又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。

県企業庁が設置した委員会は、以下6名の委員により構成されます（敬称略）。

- 委員長 奥野 信宏（中京大学理事・総合政策学部長）
- 副委員長 藤澤 敏治（名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻
材料工学分野教授）
- 委員 山本 一道（弁護士）
- 委員 三井 哲（名古屋学院大学商学部教授）
- 委員 中西 肇（愛知県総務部次長）
- 委員 鎌田 猛（愛知県企業庁技術監）

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

図1 落札者決定までの流れ



3. 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を県企業庁において確認します。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とします。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書の「3（4）応募者の参加・資格要件」に示します。

4. 提案審査

（1）基礎審査

本審査では、県企業庁及び委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認します。

1) 入札価格の確認

県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

2) 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行います。

① 提出書類の確認

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

② 要求水準の確認

各入札参加者の本施設の設計・建設、運営・維持管理に係る提案内容が、県企業庁の要求する水準及び性能に適合していることの確認を「要求水準書」に基づいて行います。

③ 事業遂行に関する確認

事業遂行能力を有した提案内容になっているかどうかについて、以下の審査項目から確認を行います。

審査項目	審査内容
特別目的会社の 組成内容	代表企業の出資比率が構成員の中で最も高くなっているか。構成員全てが出資しているか。出資者は構成員のみか。
資金調達の方法	資金調達先（出資、借入）、調達額、調達条件（金利等）が明示されているか。
融資機関からの関心表 明書の有無	融資機関の関心表明書が添付されているか。（添付されていない場合、その合理的な理由が示されているか。）
借入金の返済能力	借入金の返済能力があるか。（ $DSCR \geq 1.0$ 以上）
保険の付保	県企業庁の要求する保険の付保が予定されているか。
事業収支計画と施設整備 計画等の整合性	事業収支計画の前提条件が、施設整備計画等の提案内容と整合がとれた費用となっているか。また、算出根拠が明示されているか。
税金、金利等の前提条件 の的確な設定	税金、金利等の前提条件が的確に設定されているか。
計数の整合性	各提案書類の計数の整合性がとれているか。
事業収支計算の適切性	収支項目の設定、事業収支計算等が適切に行われているか。
スケジュールの合理性	入札説明書等で定めた施設整備計画が守られ、かつ合理的な工程となっているか。

これら3つの基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は総合評価の対象とします。

（2）総合評価

ア 性能等に関する評価

（ア）性能等の評価項目と配点

本評価では、委員会において、各提案内容を（2）（ウ）に示す4つの評価項目により評価、採点します。なお、本評価の合計点は**40点**とします。

（イ）性能等の評価項目の採点基準

入札価格を除いた性能等に関する評価では、各評価項目において、次に示す4段階により評価、採点することとします。

なお、評価点は、小数点第1位まで算出します。

表 1 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

(ウ) 性能等の評価項目における評価の視点と配点

① 事業計画に関する事項（配点：8点）

評価項目	評価の視点	配点
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施方針の基本的考え方は適切か 事業実施スケジュールは適切か 事業マネジメントの考え方は適切か リスク顕在時の対応策は適切か 事業破綻回避の考え方は適切か S P C又は出資者の破綻時の対処方法は適切か 	6
事業収支計画・資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備費及び運営維持管理費は妥当性をもって提案されているか 事業収支計画は適切か 返済計画は安定か（D S C R, L L C Rの評価） 資金調達方法は適切か（出資、借入、調達先、調達条件等） 資金調達の確実性は高いか 	2

② 設計・建設に関する事項（配点：8点）

評価項目	評価の視点	配点
信頼性・安定性	<ul style="list-style-type: none"> 各浄水場の要件と整合のとれた設計となっているか 提案された脱水設備等の納入実績、安定稼働実績は豊富か 大規模災害時においても安定的に脱水処理できる設計となっているか 事故や故障時におけるバックアップシステムが加味された設計となっているか 汚泥の濁度変動（高濁度時、低濁度時）に十分対応できる設計となっているか 脱水設備等の操作性、維持管理性に配慮された設計となっているか 	6

評価項目	評価の視点	配点
環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場周辺地域の環境に配慮された設計となっているか ・ 省エネルギー性や温室効果ガス（CO2）の削減に配慮された設計となっているか ・ 建設工事において環境保全対策がなされているか 	2

③ 運営・維持管理に関する事項（配点：12点）

評価項目	評価の視点	配点
信頼性・安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な人員・人材配置が提案されているか ・ 運営・維持管理業務の実績・経験が豊富か ・ 適切な運転管理計画が立案されているか ・ 高濁度時等により汚泥量が増加した場合でも適切に対応できることが提案されているか ・ 緊急時（大規模災害、停電、故障）における適切な対応が提案されているか ・ 汚泥性状変動（低濁度時の対応、生物の発生）した場合でも適切な対応をできることが提案されているか ・ 毎年度の修繕計画は適切か ・ 長期修繕計画は適切か ・ 点検計画は適切か 	8
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営・維持管理における安全性、防犯性に配慮しているか ・ 運営・維持管理における衛生性に配慮しているか 	2
環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場周辺環境に配慮した運営・維持管理が提案されているか ・ 省エネルギー性や温室効果ガス（CO2）の削減に配慮した運営・維持管理が提案されているか 	2

④ 脱水ケーキの再生利用に関する事項（配点：12点）

評価項目	評価の視点	配点
有価利用可能量の多寡	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの有価利用可能量が提案されているか 	6
再生利用計画の安定性・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切かつ安定的な脱水ケーキの保管・運搬計画が提案されているか ・ 有価利用を長期にわたって安定的に実施できる計画が提案されているか ・ 提案された有価利用計画の信頼性は高いか ・ 有価利用が出来なかった脱水ケーキについて、非有価としての再生利用を長期にわたって安定的に実施できる計画が提案されているか ・ 提案された非有価利用計画の信頼性は高いか 	6

(エ) 性能等の評価点の補正

下記の手順に従って、性能等の評価点を補正します。

(a) 入札参加者中で最高の性能等の評価点を獲得した提案に満点（40 点）を付与します。

(b) 他の入札参加者の、性能等の評価点（ Q_x ）は下記の式に従い補正します。
なお、性能等の評価点は小数第 3 位を四捨五入します。

$$Q_x = 40 \text{ 点} \times (Q'_x / Q'_0)$$

Q_x : 提案 X の性能等の評価点（補正後）

Q'_x : 提案 X の性能等の評価点（補正前）

Q'_0 : 入札参加者中で最高の性能等の評価点を獲得した提案の評価点（補正前）

表 2 性能等の評価点の補正（例）

入札参加者名	性能等の評価（素点）		性能等の評価（補正後）
A	30	→	40
B	24	→	32
C	22	→	29.33

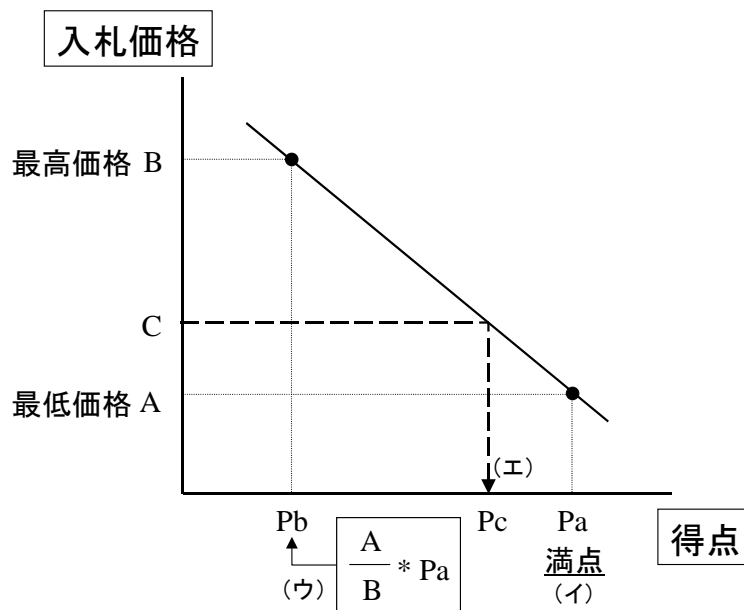
イ 入札価格の評価

入札参加者の入札価格について、以下の考え方に基づいて得点化を行う。なお、満点は60点とします。

[考え方]

- (ア) 採点対象となる入札価格は、「県企業庁が支払うサービス購入料の現在価値」(以下「入札価格」という。)とします。
- (イ) 入札参加者中で最低価格(A)を提示した提案を基準とし、それに満点(Pa)を付与します。
- (ウ) 他の入札参加者の得点は、入札参加者中で最高価格(B)を提示した提案から算出します。算出方法は、まず、最高価格に対する最低価格の割合(A/B)を求め、それに配点である満点(Pa)を乗じることにより最高価格の提案に得点(Pb)を付与します。
- (エ) 最高価格と最低価格との間に相当する入札価格を提示した提案については、最高価格の提案と最低価格の提案の得点の傾きをとり、そこに入札価格(C)を当てはめ、算出される得点(Pc)を付与します。なお、価格点は小数点以下第3位を四捨五入します。

図2 入札価格の得点化の考え方



ウ 総合評価

性能等の評価に関する点数と入札価格の評価による点数を合計して総合評価します。
なお、それぞれの配点を合計し、総合評価は100点満点となります。

表3 性能等の評価項目と配点

評価項目	合計
性能等の評価 (α)	40
入札価格の評価 (β)	60
合計 (α + β)	100

5. 落札者の決定

委員会は、入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する各評価項目について採点した得点と、入札価格を得点化したものを合計し、その合計が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、県企業庁が当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定します。

県企業庁は、委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定時から事業契約締結までに、入札説明書3(4)ア及びイを欠くような事態が生じた場合は失格とします。

ただし、代表企業以外の構成員及び協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、県企業庁との協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認めることができることとします。